

## 資料 1

### 第3回 小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

日 時 平成21年11月2日（木） 午後2時～4時  
場 所 市役所地下会議室  
出席者 委員長・副委員長他委員5名  
事務局：財政課長、財政課長補佐、財政課主査  
地域文化課長、高齢者福祉課長、中央公民館長、体育課長

- 1 開会
- 2 意見聴取
- 3 資料の説明
- 4 各施設の使用料金・免除状況について
- 5 その他
- 6 閉会

#### 資料

意見聴取用資料1 小平市公民館運営審議会会长説明資料  
意見聴取用資料2 八館会会长説明資料

資料1－1 第2回小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録  
資料1－2 第2回検討委員会 事務局説明要旨  
資料2－1 各施設の使用料免除状況(17・19年度比較)  
資料2－2 使用料見直し後の使用料と稼働率の変化  
資料3 多摩26市公民館利用（使用料）調査

○委員長 それでは、これから始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆さんにはご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第3回小平市受益者負担の適正化検討委員会を開催いたします。

それでは、次第に従いまして議事を進行させていただきます。

次第の2、本委員会設置要項第7条に基づきまして意見聴取を行いますので、事務局から意見聴取についての説明をお願いいたします。

○事務局 ご意見をいただく方は、小平市公民館運営審議会会长と、公民館利用者団体の八館会会长の2名の方でございます。

ご意見をいただく時間はそれぞれ5分、合計10分程度とし、質疑については行わないものといたします。資料はそれぞれ1部ずつで、お手元にある意見聴取用資料1、2がそれに当たりま

す。

○委員長 それでは、お願ひいたします。

○公民館運営審議会会長 今日は、公民館についてのことをお話したいと思います。

公民館というのは、皆さんご存じのように、社会教育法に基づく、市長部局から独立した教育委員会が所管する施設でございます。なぜこうなっているかというと、一番は政治に対する教育の中立性を確保するための教育行政機関であるということは、皆様よくご存じのことだろうと思います。公民館は、いわゆる社会教育の拠点でもあり、学びの場、あるいは仲間づくりの場として私ども利用者は利用をさせていただいています。

それから、公民館運営審議会というのは、館長の諮問機関でありまして、諮問に応じて審議をして答申をするということになっております。ですから、私が今、会長をしておりますけれども、私個人の意見としては公運審の意見として述べることができません。ということで、諮問を受けてから答申をするという段取りで回っております。

それで、第1回の検討委員会の会議の要録から気になったことを述べさせていただきたいと思います。第1回目の、いわゆる検討委員会の4ページですが、減免処置の文面のところです。公民館は必ず利用懇談会がありますから、そのメンバーで当然それをすべきという文面があるので、この利用懇談会というのは、いわゆる利用者懇談会、のことかと思いまして、これについて、ご説明を申し上げます。

利用者懇談会、私どもは通称、利用懇と言っておりますが、利用懇と友の会というのがありまして、いわゆるこの自主組織がないのは中央公民館と大沼公民館、鈴木公民館に無いわけで、そのほかの8つの分館にはおのおの利用懇というところが4カ所、友の会と言っているところが4カ所ということで、この利用懇あるいは友の会というのは自主組織ですから、そのメンバーは、いわゆる親睦団体と呼んでおりますが、ですから、当然そのような減免処置云々ということを決めたりすることは一切ありませんし、できませんということだけはここで申し述べたいと、こう思っております。

それから、あと17ページのところで、かなりサークルとか団体が多いので云々と書いてある文面があるのでけれども、これはたしか一番多いのが花小金井南公民館で、一番少ないのが鈴木公民館と書いてあったと思うのですが、この利用者団体の一覧表というのが、「小平の公民館」という冊子に公民館事業実績を毎年出しておりまして、これの最後に種類別利用団体数一覧という報告があります。それを見ていただくと一目わかるのですが、中央公民館が1番多く、1,300団体位あります。2番目に多いのが小川西町の350団体位です。

この中に、定期利用団体と一般団体があります。中央公民館は定期利用団体というものは認めておりませんので、全部、一般団体ということで千二、三百の団体があります。

例えば、次の小川西町公民館は、定期利用団体は60近いのですが、その中に友の会という、親睦団体に所属しているものは25団体、その他は友の会に入っていない団体です。これが凡そ60ぐらいあります。その他に、一般団体、これが約300近くあるのですが、この一般団体というのは私も中身は確実には知らないのですが、ここに完全に減免されない団体が入っ

ています。

ですから、サークルというような団体という部類のほうが大多数を占めています。例えば登録団体の中の定期利用団体というのが500位、一般団体というのは3,000位あります。

全部で大体3,500位あるわけで、公民館を利用していろいろ学んでいるというものは、今お話ししたように3,000対500というぐらいの比率です。有料の問題をこれからお取りいただけるのであれば、まずこの一般団体から料金をいただきたいと思います。

ですから、はじめに学習をしている者に対しても、一般団体並みに全部有料とすることなく、定期利用団体として、親睦団体をつくって活動している利用懇や友の会のサークル、いわゆるサークルに対する使用料などは現状のままでお願ひいたします。

○委員長 それでは次にお願いいたします。

○八館会会長 よろしくお願ひします。ただ今、公運審の会長からの話の中にもありましたけれども、いわゆる八館会そのものは自主組織ということで、公認された組織はないのですけれども、利用者の一番近くにいて、皆さんの意見を吸い上げられると、活性化のためにといったときにも吸い上げられる団体であります。本日は、その利用者の声を聞いていただきたいということで、時間を割いていただきまして、本当にありがとうございます。

八館会につきましては、いわゆる資料の3ページにございますとおり、「利用懇・友の会からみる『八館会』の位置付けと役割」という表が載っているのですけれども、そこの一番下が八館会ということで、教育委員会の一番下という形に位置しております。

八館会の役割等は、各分館の利用者懇談会、友の会で構成されて、分館利用者層の交流、それから組織や活動内容となります。活動内容は、4ページに書いているとおりでございまして、年度の頭に事業計画を立てて、それに基づいて進めています。大きなイベントとしては、まつりとかたよりとか研修とかという形で、それぞれの館からの意見に基づいて推進をしているということでございます。

今回の私からの説明は、特にこの資料の10ページに当たる資料、この検討委員会での活動内容を各館にお知らせすると同時に、その委員会での検討事項について意見をいただきたいということで、これは全員からいただいたかったのですけれどもなかなか難しいことで、いわゆる八館会の中の役員、それぞれの館から2名任命されていますけれども、役員経由で意見書としてまとめました。それから、鈴木、大沼両館につきましては、公民館長、主査にお願いして適任者にまとめていただきたいという形でまとめ上げたものをまとめております。

ここにありますのは、先ほど言った2館が主体なのですけれども、との8館につきましては各役員の方からまとめていただいて、そのものを8館の中の役員会で説明すると同時に、全体を見渡した限りでここにお願いという形で書いてございます。八館会、いわゆる利用者の声として総意としてすくい上げたものがこの1ページ、2ページに書いているものでございます。

回収した経緯はそういうことなのですけれども、その中で私が非常に感じたことは、まず1つは、市の行政に関する住民の関心度がかなり低下しているということで、公民館に限らず各施設の利用目的や使用料を含めた規定基準、これは減免のことなのですけれども、に対する住民の関

心度の薄さが浮き彫りにされたような気がします。このいわゆる意見書をまとめるに当たって、そういうことを感じたということが一つの例ですね。

このことについては、それぞれまた取り組まなければいけないということなのですけれども、この場で細かく話していますと時間がございませんので、いわゆる公民館と、それから利用懇、友の会とともに、このことを如何にしていかをテーマにしながらやっていきたいと考えています。一つの例を言えば、役員がそれぞれの館に行って、各団体に今低下している知識、そういうものを説明していくということです。

それから、今回の検討結果で有料化になった場合に、相当の混乱を招く結果が予想されるというのが2つ目のことでございます。これは、この資料にも書いてございますのでお読みいただいていると思うのですけれども、若年層の入会が非常に困難な現状で、高齢化による運営費用面でサークルの会員数が減少してしまうということで、全サークルを有料化したとすれば、講師料も十分支払えない現状で消滅する団体が増加することはかなり明白な実態でございます。そういうことが2つ目で、この中で集約されたことでございます。

ということと、もう一つは、それぞれの館、施設でも有料化されているところでも使用料の見直しをするわけですから、例えば有料化するのであれば、そういうことを若干私のほうからも質問をして、その結果は一律ドンと上げる、有料化するということではなくて、公民館ごとに現下の経費科目、例えば電気料などの負担を考えてはいかがとか、そういう意見が出てきております。そうすれば、各団体は考えて利用するのではないですかということでございます。

それからもう一つ、有料化してきますと、実質的に今、施設とか備品類の補充、いわゆる施設の修理に当たるのであるのですけれども、こういうものについて我慢しているところがかなり話として要求が出てくるのではないかという危惧を感じたというのが、この意見書の中を見ますと出てきてございます。

ということで、特に3ページと10ページについてご説明申し上げましたけれども、その他たくさんのお意見が今回、この委員会の意見の聴取の中で出てまいりまして、私ども八館会としても今後考えなければならないテーマをたくさんいただきましたので、非常にありがたく受けとめてございます。

それで、結論といたしまして、1、2ページに書いてあります、いわゆる八館会としての総意、これは3つのお願いという形で3つ書いて出しています。

1つは、公民館利用者への使用料無料をそのまま、これは無料といつても減免の免除に当たるのですけれども、この継続をぜひお願ひしたいということ。

それから、2つ目として、公民館利用団体の運営資金がかなり圧迫されるということ。これは、いわゆる高齢化していって会員が減ってきたと。そうしますと、どうしても団体を活性化するためには講師が必要になってくるということで、その講師料を含めてかなりの費用がかかるわけなのですけれども、これが年金生活をしている高齢者が主体のサークルが非常に多いですから、その年金の格差も考えますと、1人減り2人減るということで減少していく、最終的には消滅という危険性が出てくる。だから、有料化を絶対に避けていただきたいということが2つ目。

それから3つ目、これはいわゆる対価ということで、公民館の業務そのものを、利用懇なりサークルが受け持っている業務が多々ございます。そういう対価を考えたときに、現状の使用料のいくばくかを有料化ということであれば、その辺を対価していただきたいというのが3つ目の意見でございます。

結論的に申し上げますと、使用料の有料、免除なしということにつきましては絶対に避けていただきたいというのが、総意ということでお伝えしたいと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員長 それでは、次第3、資料の説明について事務局からお願ひします。

この資料については、前回の会議の際とか会議後に、委員さんのほうから委員長に提出の依頼があつたものを含めまして、事務局にお願いをしてありましたものでございます。

○事務局 それでは、次第3、資料のご説明をいたします。

事務局からの資料といたしましては、資料1－1から資料3まで5つの資料がございます。資料1、第2回小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録、資料1－2、第2回検討委員会事務局説明要旨、資料2－1、各施設の使用料免除状況（17－19年度比較）、資料2－2、使用料見直し後の使用料と稼働率の変化、資料3、多摩26市公民館利用（使用）料調査でございます。

まず、資料1－1でございますが、前回の委員会の会議録でございます。各委員さんに原稿をお送りし、確認いただいたものでございます。

続きまして、資料1－2につきましては、前回の委員会で委員から資料の請求のご依頼があつた資料でございます。前回の委員会において事務局から各施設の説明した内容につきまして要約したものでございます。

次に、資料2－1と2－2、資料3は、前回の委員会の後に、委員長から提出の依頼があつた資料でございます。

このうち、資料2－1は、各施設の免除状況について経年の変化がわかる資料の依頼がありましたが、この資料の内容は、第1回の検討委員会において府内検討委員会の報告書の資料としてお示しした、19年度の各施設の使用料免除状況に17年度のデータを追加したものでございます。経年の変化ということで数年のデータをお示しえればよろしかったのですが、平成17年度以外のデータが存在しないものですから、2カ年の比較でご理解をお願いいたします。

次に、資料2－2は、26市において公民館で減免をやめた自治体の使用料収入と稼動の変化についての資料依頼に対するものでございます。公民館として減免をやめた市はほとんどございませんでしたが、狛江市が平成17年度に見直しを行って、その結果、平成18年度から、社会教育団体等の免除を全額免除から光熱水費、人件費などの維持管理費の実費徴収を行ったところでございます。このため、全額免除となっていた17年度から見直し後の18、19年度の使用料、利用件数等を表にしたものでございます。

資料3につきましては、公民館長からご説明いたします。

○事務局 それでは、資料3の26市の使用料の状況についてご説明します。

この表は5つに分類ができるということになります。まず、左の欄ですが、条例で無料と定めているのが3市あります。この中で小金井市に丸がついていますが、これは条例に全く規定がない市ということで丸がついてありますが、そのほかの三鷹市、国立市、西東京市が条例上無料となっています。

次の欄が、原則無料です。社会教育法の目的外使用を有料としているのがこちらの7市ということになります。

次に、条例で有料と定めている、しかし、社会教育法の目的内使用、こちらを無料としている市、これが小平市を含めて7市あります。

次に、条例で有料と定めている市、こちらが8市あります。

右の欄ですが、この減免規定、これが、あり、なしになっております。この中で、先ほどの4番目の欄の、条例で有料と定めている市が8市ありますが、この中で免除規定がない清瀬市以外は、すべて有料と定めているが免除規定があるということになります。

まとめますと、少なくとも条例で無料と定めている市、それと、条例で無料と定めて社会教育法の目的外使用をしている7市、条例で有料と定め社会教育法の目的内使用を無料としている7市、それと条例に定めがない1市、これを合わせた18市は小平市と同じ状況で、使用料についてはおおむね免除もしくは無料であると考えています。

○委員長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。では、ご質問があれば順次お受けしたいと思います

○副委員長 すみません、おわかりになれば教えていただきたいと思うのですけれども、今の資料3の件でちょっとご質問させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○副委員長 原則無料で目的外を有料とするケースと、原則有料で目的内を無料とするケースというのは、構造上どっちも同じことを言っているのかなと思うのですけれども、何か考え方というのですか、そもそもこの2種類が出てきたのには多分何か考え方があるのだろうと思うのですけれども、そのあたりはどう違うというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○事務局 実態としては、おっしゃるとおり同じです。ただ、それぞれの市の考え方があってこういう条例のつくりになったのではないかと思われます。

これは、あくまで条例のつくりから見たもので、実態としては同じものです。

○副委員長 条例をつくられる際に、目的外のものを有料とするのか、目的内のものを無料とするかは、その市が好きなほうを選んでいるということなのでしょうか。何か訳があってどっちかという違いがあつたりするのでしょうか。

○事務局 私も定かではないのですが、やはり公民館の利用は原則無料という考え方か、あるいはその市の考え方で、公民館も他の施設もまずは有料で、こういう目的で使う場合は無料としているとしているのではないかでしょうか。

○副委員長 印象が違うというのがあるのですか。やっぱり原則無料だと言われると、原則有料だと言われるので、ちょっと印象が違う気がします。

そうすると、この有料と定めているのですけれども、例えば立川市は、社会教育法の10条で規定する範囲だと無料としているものもあって、これは原則有料なのだけれども場合によっては無料というのと同じで、条例の定めがないということだけなのです。立川市は、今、使用料の規定が有料という欄がもう1つあって、ただ、有料なのですけれども目的に合った利用をするときは無料だと言っているわけですね。これは、結局、今の原則有料なのだけれども目的内利用は無料というのと、構造としては同じと理解するのですが、何か違うところはあるのでしょうか。

○委員長 公民館と学習施設との違いとかその辺のことを説明していただくとよいのですが。単に社会教育施設だけで広い範囲で押さえている団体と、そうではなくて、公民館は公民館で特化しているのとありますよね。その取り扱いが違うと思います。

○副委員長 そういうことですか。

○事務局 表を見ていただくと、例えば八王子市は生涯学習センターとなっています。次に、立川市は地域学習館、武蔵野市は市民会館となっておりまして、実際には公民館という看板を掲げていない市がかなりあります。

○副委員長 清瀬市もそうですよね。

○事務局 清瀬市もそうです。

○副委員長 ただ、生涯学習センターが無料という訳ではないのですよね。

○事務局 ええ、必ずしもそうではないです。

○委員長 そうでなく、公民館いう名がついていないといことです。社会教育法上の施設はいろいろありますから。

○副委員長 混乱しますね。どう整理すれば、この表をうまく使って私どもの議論に生かさせていただけるのか、もう一工夫要るのかもしれませんね。

○委員長 そうですね。公民館は公民館で特化したものを作つてもらわないと、比較ができませんよね。

○事務局 例えば三鷹市ですが、こちらは確か昭和47年に、そもそも社会教育会館という名称でできたそうです。ところが、この条例のつくりを見ると、公民館とうたってあるのですが、お聞きしたところ、表向きには公民館とはせずに、あくまでも社会教育会館となっています。ただし、機能的には公民館であるということで、公民館運営審議会も存在するそうです。私どもとしても、この辺は的確に把握できないところです。

○委員 この表、資料3のところから、もう1つの資料2-2と関連するところですけれども、今の関連でいうと、狛江市は17番ですけれども、これは減免規定があり、条例の中にそういう項目があるという、減免すると規定されているけれども、その運用を変えたということですか。

○事務局 犬江市は、17年度までは減免という形をとっていたのですけれども、見直しの段階におきましては減免という考えをやめたということです。あくまでも実費の徴収という考え方を取り、減免という考え方はないことで見直しをしたと聞いております。

○委員 そうすると、この丸がついているのは、これは何ですか。

○委員 条文としては残っているということですね。

○事務局 そうです。条文としては残っているのですが、見直しの考え方の中では減免という考え方がないということです。

○委員 でも、結局実費だけということは免除ですよね。

○委員長 条例があるということは、そのまま適用されているわけですね。考え方としてはそういう方向に持っていくべきという願望だけではないのですか。

○事務局 使用料減額免除の規定があつて、減免しているということです。

○委員 他の資料なのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○委員 前回の議論のときに、これは地域センターだったかと思うのですけれども、会議要録の27ページのところ、下から5行目のところで、「地域センターについて言うと、現実に先ほど言いました48%」とあります。これは、使用している施設のことだと理解したのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。資料2-1の一番右端のところに年間稼働率と、前回の48%という数字がどう関係しているのでしょうか。

○事務局 まず資料2-1についての稼働率ですが、こちらは施設が開いている日数を365で割ったという数値でございまして、議事録の48%という数値とは若干意味合いが違うということをご存知ですか。

○委員 なるほど。年間稼働率は民間的に言うなれば営業日が何日あったというような発想ですね。この48%という数字は、各施設によりいろいろな数字になってくるのかなという印象を受けるのですけれども、それは何かを見ればわかりますか。

○事務局 48%というのは、実際の開館日に対して利用が入った日ですから、利用率そのままでなのですけれども、使用ということです。

○委員 現状どれぐらい使われているのかが分かればいいと思ったのですが、今までのいただいた資料の中であれば、ご指摘をいただきたいと思います。

○委員 資料2-1のほうの分母と分子は何ですか。

○事務局 分母は365日で、分子は開館した日数です。

○事務局 資料2-1の90%台というのは、地域センターは、年末年始の他は月に2日しか休みがないので、335日程オープンしているということです。オープン日の率ということです。

○副委員長 年間稼働率が営業日だとすると、もう一つ欄を設けて、48%の計算の根拠になっている数字を右側に入れていただくと、比較がしやすい。

○委員 そうですね。そういう利用状況がわからないと、例えば使用料、あるいはそれの減免の話の中では、どうしても必要なデータかなと思いませんけれども。

○委員長 いわゆる利用率ですね。

○副委員長 計算式を書いておいていただくと、より説明力が上がるかと思います。

○委員長 利用率を出す計算式なのですけれども、利用区分があるので一日のうちでどれだけ使っているかというのと、各部屋が全部埋まっているときと少ないとき、いろいろありますよね。だから、どこを基準にするか難しいですね。

○事務局 あらかじめお断りしておきますと、地域センターは18館ございます。それと、施設1館に平均して4施設ございます。集会室2と和室が2となります。それと、午前、午後、夜間というのがあります。ですから、各館それぞれの率を出しておりまして、それを含めたのが48%というご説明をしたのですけれども、資料として統計を出していますのでお示しできますが、例えば20年度の各館ごとなのか、いわゆる時間、施設のすべてなのかによっては、資料の量が大分違ってきます。

多分お尋ねは、今ここに示した表の、使用料の額であるとか、免除した額の根拠にというお話だと思うのですけれども、細かくなればなるほど読みづらくなってしまうかと思うのですが。

○副委員長 私どもがこの議論でそのデータをなぜ使いたいかということですね。そうすると、各館ごとに減免のルールを変えるのはちょっと考えにくい気もしますので、全体の数字でよろしいように思うのですが、いかがでしょうか。各館ごとにわかっていないと、私は議論ができないですね。

○委員長 使用料を決めるとき、この館は幾ら、この館は幾らという訳には多分いかないと思うのですが。

○委員 今、稼働率の話が出ていますけれども、むしろこの稼働率につきましては、ウイークデーと土日祭日を含めた稼働率の方を出された方が、的確ではないかというよう気がします。それで、週末あるいはまた平日との料金の格差を多少つけるというような考え方もあります。

週末、祭日はほとんど埋まっていますが、平日の利用度が非常に悪いはずです。私は個人の感覚ですけれども、実際に利用させていただいて、相当な格差がございますから。

だから、1年に335日で割るという考え方には違うのではないかと私は思います。

○委員長 利用率を出すのであれば、利用区分に応じた率を出さないとおかしいですね。利用区分がそれ各自の部とか夜の部とかいろいろ分かれているわけですね。そうすると、各自の部、全館共通してどこの部分かを特定して計算していく方が適切という気がするのですが。

○副委員長 私もやっぱり時間的なものを考えたほうがいいと思います。

○委員 いいひな形があるのは、ルネコだいらです。ルネコだいらの使用料というのは、土曜、日曜、休日の使用料と、平日の使用料が変えてあります。これが非常に良いというような気がします。

○委員長 事務局で、利用区分に従った利用率というのをお出しすることはできますか。

○事務局 地域センターについて言いますと、区分ごと、午前、午後、夜間の、部屋ごとでなくて全体を通してということであれば、すぐにお出しできます。ただ、土日を分けたデータはございません。

○委員長 それは、今ある状態の利用区分に従ったものを出せるということですか。

○事務局 それは出せます。

○委員長 それは、ほかの施設についてはいかがですか。

○事務局 公民館についても統計をとっていますので、出せます。

公民館は中央館と分館がそれぞれ役割ごとによって、また部屋の関係も全く異なりますので。例えば中央館でいいますと、暗室とかの特殊な部屋もありますので、使用率も低いものが公民館の中にもあるということになります。

○副委員長 結局、民間の施設ですと、回転率が良くてたくさん利用されていれば、1回ご利用いただく当たりの利用料も低く抑えられるわけです。ただ、回転率が悪くて利用者数も少ない施設ですと、1回当たり高くお金をいただかないといけない。そういう議論の中での多分資料になってくるというイメージを持っていますので、そういう目的があるということで資料を頂戴できればと思います。

○事務局 体育施設につきましては、屋外施設、それから体育館、体育館も前回にご説明させていただきましたとおり、メインとなります第一体育室、第二体育室、それから第三、第四、第五がありますが、体育館の利用に当たっては通常は第一体育室を個人開放しております。これはバドミントンを8面、卓球台を9台、これで第一体育室を個人開放という形で利用しております。その第一体育室が、先ほど週末というお話がございましたが、日曜、祭日などでは大会で使用する場合には個人開放の場所を第二体育室に移しまして、大会終了までの時間は規模を縮小してバドミントンと卓球をやるという形で、複雑に体育室を変更して個人利用と団体利用とが行われているというケースがございます。

ですので、部屋ごとの利用区分という形でとったときに、利用形態と利用料金が変わることがあるものですから、今のお話の中で、どのように整理するのが良いのかなと思いました。

○事務局 今いただいたご意見に対しまして、私どもでお出しできる範囲を確認したうえで、集計したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長 体育室については見直しが既にされて、値上げをしているので、今かなり高くなっていますね。そういう意味では、今の資料は特にお出しeidかなくても大丈夫です。

それで了解していただいて、要するに出せる範囲で出していただくということで。適正化ですから、高いのも低いのも両方見ないといけないということですね。

○委員 狛江市の17年度が最後の、いうなれば全額免除されていたもので、18年度以降はこういう状況であると。その前から減少傾向があったということは余り見当たらなかったのでしょうか、

○事務局 狛江市ほうにお聞きした中では、ここで見直しをした後に利用件数が減ったということをお聞きしております。

○委員 ちなみに、どれぐらい徴収されるようになったのですか。額とかは。実費というのは一体どれぐらいですか。

○事務局 前はゼロだったものが、例えば中央公民館ですと、講座室が社会教育関係団体利用で600円です。これは利用区分でいうと午前の3時間600円です。それと、同じく中央公民館の第一会議室につきましては、午前中の3時間が300円です。

○委員 社会教育団体とそのほかの団体で、徴収している額面は違うんでしょうか。

○事務局 目的外利用につきましては、社会教育関係団体利用金額の10倍程度の金額となって

おります。

○委員 狛江市の今の資料2-2のところなのですけれども、社会教育関係団体という位置づけというのは、小平市と大体同じような形と考えていいのでしょうか。また、その中身が実際によつて違つたりすると、比べたときに比べ切れないのかなと思ったので、質問しました。

○事務局 社会教育団体の定義なのですが、狛江市の利用案内を見ますと、社会教育目的で利用する団体ということで、あらかじめ公民館の団体登録をしていただく団体ということになっておりまして、その活動目的は主として社会教育活動で非営利ということです。それから、拠点が市内で会員が5名以上、代表者の方は市内に在住等の要件がございます。

○委員長 小平市と同じようなものですか。

○事務局 ほぼ同じです。

○委員長 他にこの資料についてのご質問はございますか。

○委員 この今の狛江市の資料2-2ですが。利用件数が17年度をベースにして18、19、そしてまた20年、これマイナスになっています。稼働率が余り変わっていないのですけれども、これは時間が関係しているのですか。

○事務局 特に利用時間ということでなく、単純に件数が減ったとお聞きしております。

○委員 稼働率はそんなに減っていませんが。

○事務局 この稼働率も、公民館そのものが開いている時間という意味でございます。

○委員長 他に質疑がなければ、次第に3については終わりにしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。それでは、次第3については終了いたします。

第の4各施設の使用料金・免除状況を議題といたします。

前回の委員会では質疑の時間が少なかつたために、前回に引き続き各施設の状況について質疑を行います。なお、委員の皆様からのご意見をお聞きする時間を確保するために、あらかじめ質疑の時間を決めさせていただきたいと思うのですけれども、おおむね45分程度いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お願いをいたします。全体の質疑応答でお願いいたします。

○委員 前回の議論の中で、少し感想めいてもいるのですけれども、地域センターと公民館の利用実態について、それほど変わらないではないかというお話が出ていて、いや、公民館はこういう政策的、このための事業であると、で、地域センターはこのための事業であるから、それはそれぞれそういう政策目的があるのだよというようなお話だったと思うのですけれども。

ただ、その利用実態が変わらないというところが実態的にあるのだとすれば、そこを言うなれば言葉が悪いですけれども、縦割り的に切るのではなくて、そこを何か横断的に考えることはできないのかなと思ったのですけれども。

例えば、公民館の場合は施設予約がインターネットなのか電子的にできるということがあつて、地域センターはそれができませんというお話がありましたよね。例えば公民館事業の予算だからそれができなくて、首長部局の施設まで広げることはできないということが、そうした予算的なことがあるのかなということと。

あとは、例えばこれは市でなくて区ですけれども、公民館を地域センターに転用しているというか、公民館でなくて地域センターともうしてしまっているというような区が出てきていますけれども、そうした形で、必ずそうした例え社会教育法の目的があるところではあるでしょうけれども、それが何か違う形でその目的が達せられるのであれば、そうした縦割りにそれほどこだわらなくてもいいのではないかということを思っています。そういうところでいくと、いや、こっちは空間を貸して、こっちは時間を貸していますからというような、例えばこれから使用料をいただいていくというような議論になってきた場合に、余り説得力のあるような言葉にはならないと感じを受けていまして、もう少しこのようにやればうまくいくのだというような。

今、最初に利用率がここになかったので、ちょっと議論しづらいところではあるのですけれども、利用率がここに出ていれば、それに基づいてここでこうこうこうですねとか、あるいはこれはちょっと大変でしょうけれども施設ごとがわかっていれば、あるいはこれからのファシリティマネジメントということを含めて、この先こういうお金がかかっていくという予測があって、その利用率がこうであろうと、こうした予測が立つのであれば、配置構想まで含めた形で利用ということを考えていくべきではないかなと思うのですけれども。

ちょっと感想めいていますが、例えば設置構想自体のことであるとか、あるいは市の体系の中で公民館、地域センター、福祉会館を網羅的に使う、あるいは変えてしまうということをお考えになるとかはないのですか。

○事務局 小平市には長期総合計画という計画がございまして、それによってそれぞれの施設の役割とか、それぞれ大きな目的に合ったそれぞれの事業等が決まっているわけでございますけれども、その中でも地域センター、公民館とは若干役割が違うことにはなっているところです。

そういった大きな区別というのはついているのですけれども、それぞれ役割としては、地域センターは地域住民のための施設ということになりますて、公民館は社会教育施設ということでございますので、それぞれ目的に合った利用の実態となりますて、基本的なところで、両施設と一緒にすることという考え方方は今のところ持っておりません。

○事務局 地域センターという立場の方からお話をさせていただきますと、地域センターは、今18館で19館目はもう計画中でございますが、ほぼ小学校の数と一致します。こうした一方で、利用率が伸び悩んでいるというか、ここ数年下がってきてています。館が増えているにもかかわらず、利用全体、利用者数も減ってきてているという状況がございます。

委員がおっしゃるように、確かに公民館と、利用団体の面から見ると、同じような趣旨で使われている部分は、実態を見ております私どもとしても感じているところです。これ以上地域センターをつくる計画は白紙でございます。今後は今ある施設を活用していくという考えは市では持っています。

ですから、まだ地域センターが足りない地域であるとか、公民館がないという地域については、そこにある施設、地域センターであれば公民館、公民館を必要とする人たちにとっては近くに地域センターがあればということで、そういう活用の仕方は将来エリア的にはあるかとは思います。

ただ、今、現実としまして18館で、ほぼ半径500メートル圏内につくってきています

ので、小学校区ということですから、歩いていける地域にあります。ですから、その中で利用がこれだけ下がってきていることを考えますと、活用の仕方は検討していきたいと思っていますけれども、そもそも自治会を中心とする地域を育てましょうということでの地域センターと、学習という公民館と、全く同じに私どもの方で活用していくとなると、前回の説明でもありましたようにサークル、趣味の会がこれだけ多くなってきている状況においては、全く同じでいいのかなという悩みはあります。

ただ、利用が現実的に埋まっておりませんので、自治会が利用したいと思ったら、夜間、午前中の区分であれば十分対応できますので、空いている区分をという条件を付ければ、一元とまでは言いませんけれども、公民館と同じような形で利用していただくことは可能とは思っています。

地域センターに予約システムを入れる際に予算の問題を検討した経緯はあります。500メートル圏内の方たちにとって、パソコンで利用の方が早く取られてしましますので、システムの利便性と、施設として高齢の多い地域を中心とすることと、どちらを優先すべきかということになります。

○事務局 公民館の立場からお話ししますけれども、公民館は施設の利用という面だけを切り取れば、将来的にはやはり活用の道もあるかなとは考えています。ただ、公民館としてはやはり社会教育施設で、本来の目的があります。主催講座を、あるいは講演会を開催して、それをきっかけとしてそれぞれ自主的な活動を促します。さらに、その方たちに、私ども職員がいて学習相談やあるいはアドバイスをして、地域への還元を期待しているというところが非常に重要な部分であって、私どもの仕事はこの部屋の利用だけではなくてその部分もあるということを、公民館として思います。

○委員 関連してなので、申しわけありません。

○委員長 どうぞ。

○委員 地域センターについて、施設のダウンサイ징というのは大変なことかもしれませんのが、空き部屋をつくっていくのであれば、その利用予測に応じた建て方や、今ある施設についてもこここの部分はこうしようというような判断があり得ると思うのですね。

それと、利用料については、維持費のランニングコストも、その一部はご負担していただいてもいいのではないかというところから、その減免の議論が始まってくると思います。

例えば地域センターであれば、その部分の改善を、施設自体を変えていくということも含めて考えていくという方法もあるでしょう。

あるいは、区部で公民館が地域センター化しているという、地域センターとして鞍替えといいますかそうしたふうにされたというのは、要は今おっしゃられた職員が必要であるかどうかという非常に大きな議論もありますし、あるいは必要であっても必ずそこにいなくてはいけないのか、公民館という看板でないと公民館事業ができないのか、あるいは地域センターという施設で公民館事業ができないのか。

そうしたあたりも含めてデザインしていくことが必要かなと思います。それが逆に、これから負担が増えてくる人からすれば、やはりこういう形で実態に合わせて負担を減らしている、

こういう努力をしていますよということがないと、費用負担を求めていくというのは結構大変なことですので、そのあたりをご検討いただければと思います。

○事務局 地域センターの利用が低い中でのということですけれども、最近造っている地域センターについては、児童館と併設ということで、1階が市民利用の地域センターで、2階が中学生ぐらいまで利用できる児童館にしています。それ以外の施設の16館は地域センターのみでございますけれども、児童、青少年の施策であるとか、高齢者の事業で使っております。特に平日の午前中は、どうしても空いていますので、そういう活用の仕方を試みてはいます。

ですから、児童館のみの施設を造ることは、なかなか厳しいものがありますので、19館目についても同じように児童館併設を考えてはおります。市の計画でその3館までが児童館としていますが、市民からの要望は大きいので、そういう形での転換は図ってはおります。

ただ、公民館事業ということでは、先ほどお話ししましたように、可能であるとは思っていますけれども、では具体的にというと、今はないです。

○委員長 八王子市、立川市、武蔵野市は、もう公民館を無くしていますね。武蔵野市はもともと無いのですね。地域コミュニティーセンターがほぼ各地域にありますから。そのようなところと、今のように利用率が少ないということと考え合わせたときに、それでは公民館は公民館でずっといかなくてはいけないのか、地域センターは地域センターでずっといかなくてはいけないのかという、こういう議論はやっぱり必要なのでしょうか。

今、合築の話も出ていましたけれども、箱物をどのように整理いくのかというのは、一つのまちづくりの方向をデザインしていくために必要です。

その辺は、今回ここでなかなか取り上げることはできないのですが、一定のそういう意見が出たということは生かされてもいいのかもしれません。

ですから、金額のみにかかわらず、そういう今のようなお話もされていいと思いますが、委員さん、いかがでしょうか。

○副委員長 生涯学習センターに一本化された市というのは、つまりコミュニティー行政と教育行政の中で一本化したという理解でよろしいわけですか。それをどのような方法でなさったのかとか、それによってどんな効果が得られたかということについては、先駆者の事例を少し学ばせていただく余地はあるのかもしれません。この委員会でやるかどうかは別としましてですね。ヒントはたくさんあるように思います。

今のご回答だと、それぞれコミュニティー行政も教育行政も、小平市はそれそれでいきますというご回答だったという認識なのですけれども、結局、どれだけこの施設の維持管理にそこのコストがかかっているという認識からスタートしているわけですよね。その維持管理費を貯っていくためには、もうこのままではもたないと。では、どれぐらいでやらないともたないのかという論議をもう少し整理をし、どれぐらい負担しなければいけないのか、誰が中心に負担していくか、そういう順番になってこようかと思いますので、コミュニティー行政と教育行政もやはり一本化した方が、いろいろな意味で市民のためになるし、効率化にもなるということであれば、ぜひご検討いただきたいです。それぞれはそれぞれで持ち味があるのですから、そこまで切羽詰

っていないわけですから、両方残していきましょうということであれば、それはそれで一つの方法です。体系的な議論をできるように今後整理をしていけるといいのかなという印象を持ちました。

○委員長 そうですね、なかなかこの受益者負担の適正化検討委員会という中での範疇かどうかという議論はあるでしょうし、基本構想とか基本計画に当然縛られているものがあるでしょうから、そこで課長さん方がそれに反するお答えはできない訳で、なかなかそこに踏み込んだ話というのは、行革の委員会であればできるかもしれません。

○副委員長 そうですね。

○委員長 ただ、そういう方向性の検討も必要じゃないですかという程度のことは、私ども言つてもいいのかなという気もするのですよね。

今回の資料も含めまして結構ですけれども、今までの質疑の中で、いろいろとこう残っているものについておありになれば、この際お話しになっていただいて。後から急に思い出したからということであっても構いませんけれども、今お話しできることがあれば言つていただければありがたいと思います。

○委員 特に減免の対象が多いと思っている地域センターと公民館についてもう一回お聞きしたいのですけれども、地域センターは今18館あって19館目をつくっているということで、減免ということからは関係ないのかもしれないのですけれども、利用率というのもちょっとね、あのような形で部屋の利用料というのがあると思うのですけれども、本当に今、地域センターは子どもたちの遊び場にもなっていて、ロビーとかは子どもたちがいつもあふれている感じなのです。特に、雨が降ったり、学童クラブに行っていない子どもとか、そういった子どもたちの施設でもあったりして、当然部屋は使えないのですけれども、地域センターというふうにくくったときに、必ずしも部屋の利用料だけで話が、この委員会はそこでいいのですけれども、そうでない部分、役割というのもすごくあるのですね。

でも、そこに人件費とかが加味して施設の維持管理費でとらえたときは、そういったものが全部含まれているわけですよね。でも、部屋の利用料と見てどうかというところだけがこの委員会でのポイントになっているので、それは関係ない話なのかもしれないのですけれども、だれがどうやって負担していくかというようなところ、地域センターだけれども子どもたちの、本来は別の分野が担わなきやいけない役割も地域としては担っているし、その地域センターにいるおじちゃんやおばちゃんたちが子どもたちを見守り、子どもたちの待ち合わせ場所になっているわけですね。

だから、そういったところも考えてみたいと思います。公民館もやっぱり同じように減免率が高いのですけれども、その中に高齢者福祉の事業的なものもあるし、子育て支援の事業的なものもあるし、必ずしもサークルだけが利用しているというか、趣味の団体という規定もちょっと私にとってはあいまいと思うところがあるのですけれども、減免のおかげで皆が集まって学習できるというのが、ほんとに小平のよさではないかなと思っています。

でも、施設の維持管理費が今後かかるてくるというのであれば、そういったものもちろんも

っと下げるような努力をしていくことと、あと、利用者が果たしてそれが本当に受益者という言葉に値するかどうかというのも、私も前回と今回の皆さんのお話を聞きながら疑問に思うところもあるのですけれども、でも、だれかがどこかで負担していかなければいけないというのであれば、それはそれで仕方ないかなと思いながら、今、検討していただいている。

地域センターにつきましては、趣味の団体がほとんどということで、前回の事務局の資料から見ると、趣味というのは、いわゆるおけいこごとみたいなイメージなのか、それが大半であるとされていましたが、それはどのようにとらえているのかということ。

公民館については、私が前回に質問して事務局が答えられなかつたサークルと市民活動との分けについて、いずれも減免の団体になっているということですので、それについて答えをいただければなと思います。地域センターと公民館についてお願ひします。

○委員長 お願ひします。

○事務局 地域センターの免除団体の仕分けですが、今お話のように趣味の団体等という、便宜的に私どもの方で分けた言い方で言いますと、趣味の団体になっております。内容は、公民館とか福祉会館でも活動していると思いますが、お仲間でダンスとかお花とかのご自分たちの嗜好のために活動をしている団体となります。

私どもの方では社会教育関係団体という言い方はしておりませんので、地域活動、福祉活動、文化活動という、この3つのどこかに当てはまる団体であれば、もちろん前提として市民ということになりますけれども、今の規定では免除の対象にしていますので、内容を申し出ていただいて登録をしてということになります。

○委員長 はい、どうぞ。

○事務局 市民活動の内容なのですが、こちらは例えば幾つかのサークルが集まっての会議とか、あるいは先ほど出席されました八館会の役員会とかをこの分類の中に含めたということです。

○委員 そうすると、地域センターの場合は、自分たちの嗜好を高める、ダンスとかお花とかという話がありましたけれども、それは文化活動に入れている。地域活動という人たちがたくさん集まってみんなで発表会をして、地域の人にもそういうものを知ってもらうものは地域活動と呼ぶのですか。

いずれにしても、地域活動、福祉活動、文化活動のいずれかに該当すると判断できたものはどのような形でしょうか。

○委員長 はい、どうぞ。

○事務局 地域センターについて言えば、1年に1度、最初の利用の段階で登録をしていただきます。そこで、その会、サークルがどういう趣旨でつくられているのかを届け出していくことになっております。そうすると、今ここにいらっしゃる委員が、これから地域センターに来られたとして、そこで目的とかを書いていただいて登録したとなると、そこにいる職員が一次審査といいますか、そこでまず、営利団体であるかどうかを分けるわけですけれども、明らかに営利団体ではない、ではどういう団体になるのかという、私どもはマニュアルをつくっておりますけれども、そこでどういう活動をしていますかという、申込書から読み取れなければお聞きして、

自分たちの趣味だと言えば、趣味の会とかの文化活動に当てはめますし、私どもは地域の福祉だとかもしくは自治会のような明らかなところは、地域活動に分けます。なかなか難しいところがありますが。

では、どこかに当てはめていく作業は、どこの施設もしていると思いますけれども、そこら辺の明確な部分が少しはつきりと言えないのかなということはあります。営利であるかないかというのは、市民でつくっていらっしゃるサークルであれば営利とは言えませんが、そこはどう踏み込んでいくかということになります。

○委員 そうしますと、例えば減免規定をどこで線を引くかというのは、やっぱり実態的には難しいと見ていらっしゃるということですね。

○事務局 そうですね、難しいと思います。ルネコだいら、市民文化会館も私は立ち上げのときにいたのですけれども、あそこは市の施設としては非常に厳密に図っていると思います。審査会を設けて、そこがどういう団体なのか、委員からいろいろと質問が出ても答えられるような体制をとった上で減免にしていますから、そういう意味では非常に第三者に説明はしやすいです。ただ、そこまで地域センターも含めてしていないと思いますので、線引きというところでは非常に難しいです。

ですから、その場でつくられたような団体、お茶を飲みに来たみたいに立ち寄られても、申し出の仕方によっては、免除の団体、いわゆる地域の団体で通ってしまう可能性はあります。

そういう明確な基準を幾通りも設けているわけではないので、新しい団体が出てくれば、次のマニュアルになるべく入れるようにして、申し伝えるようにしますけれども、当番で職員も毎日かわるですから、その辺は難しいと思います。

○委員長 嘴託職員が替わるのですね。

○事務局 3人いまして、3人で一日1人となります。同じ時間帯にいるのは1人となります。一日の勤務時間としては長い時間ですので、途中に交代で30分ほど、15分ほど重なる部分はありますけれども、基本的に1人です。

○委員長 その方が判断するわけですか。

○事務局 そうです。受付の段階でほぼ判断します。それで、こちらに吸い上げて、疑問がある場合にはそれを差し戻しということになります。基本的には現場です。

○委員 ただ、今、方向性としては何らかの形で利用料の負担を求める方向性が、この場ではあるわけですけれども、それをその団体の中身で判断をして、あなたは有料、あなたは無料と判断ができるかねるということであれば、もう全部無料か一律全部有料かどちらかにしますしか、運用上ルールのつくりようがないと思うのですが、少し結論を急ぎ過ぎて恐縮なのですが、そのあたりは率直なところ、事務局で何かお考えというのはあるのでしょうか。

○事務局 そういういた地域センターの実態がございますけれども、そういうことを含めていろいろな問題点を、仮に減免を問題だということになれば、そういう点も含めて直していくことをご検討いただくという認識でおります。

○副委員長 では、この場ではそういった、本来であればもう有料にしてもいいと思われるところ

るまで無料になっているのは問題であるという指摘にとどめて、私ども委員としては具体的にどのように利用料を取るかとか、どのような割合でとか、稼働率を見てどうするという細かい話は、この場では検討に踏み込む必要はないということなのでしょうか。

○委員 今、副委員長がおっしゃったそれは、私も実は一つの案を持っているのですが、踏み込まないと、この審議会の意味がないのではないかですか。

○副委員長 やはり意見をここで述べ合うべきだということでおろしいわけですか。

○委員 ええ、私は思っておりますが。文化活動自身に焦点を、メスを入れないと、社会教育法に支えられている公民館活動、文化活動の内容を、私は分類したのですが、そこにメスを入れないと問題は解決しないと私は思うのですけれども。

○委員長 副委員長の場合は、3つの場合で地域センターを一番主体的にお考えになっていたものがありますね。

○委員 私は公民館、地域センターを含めてです。

○副委員長 その辺も含めてどの辺まで私どもも踏み込んで、今、資料の提供というか公平性も幾つか申し上げたところなのですけれども、それが果たして私どもの議論のどの部分にどう関係してくるかというところも、ある程度意識してお伝えしていくかないと、何となく事務局も言われてから出すという資料では、なかなかお互いかみ合っていかないのかと思うので。

○委員 欲しいものが出ないです。

○副委員長 ええ。その辺、意思疎通、ある程度どの辺までの何が必要か、これはこの場でお話しするのか、きちんと事前に打ち合わせさせていただいたほうがいいのか、それはまたご相談させていただければと思うのですが。すみません、ちょっと本質に踏み込むようなところの話で。

○委員長 これは、中身の判断ができないから有料か無料かの二者択一になるのということですか。

○委員長 それは活用の仕方の判断の問題になってくるから、やはり取るか取らないかの問題と若干違う感じがします。取りたくても判断できないから無料になるという感じですね。そうなつたら本末転倒ですから。取る、取らないという議論を先にするべきなのでしょうね。体制の問題、人の問題は、やはりそこから後にくっつけてもらうしかないと思うのです。

○委員 地域センターとか公民館での免除についてなのですけれども、例えば自治会、子ども会、PTAことで、本当に公共性があると言ったら言い方が変かもしませんけれども、多くの市民のために活動している会については、有料化というのはどうかと思います。ここで前回の委員会で資料6をいただいたときに、地域センターとか特に公民館とかは、市民の団体、サークルの免除率がとても高いと思うので、先ほど説明でいろいろな背景があつてなるべく無料で活動している面は維持してほしいというお話をしたけれども、本当に個人の楽しみという範疇にある趣味のサークル的なところでは、使用料自体もそれほど高いものではないという感覚を資料から思いますので、その線引きが難しいということはあるかもしれませんけれども、ほとんどが免除というような状況はどうなのだろうという疑問を持ちます。

それで、きちんと登録の仕方とか、登録というかその免除の判断をどういうふうにするかは難

しいかもしませんけれども、そういうところは考えていく必要があるのではないかと思います。個人的な楽しみについては有料でいいのではないかという考えを持ちました。

○委員長 議論の中身としてご意見としてということですね。

○委員 今の意見に関連していることで言えば、今、大部分が免除になっているような気がしますが、実際に公民館や地域センターで具体的にはどういう団体が免除となっているのですか。

○委員長 各団体を全部出して、有料、無料を見たいということですか。

○委員 そういうことではなくて、こういう活動であれば免除になるという基準みたいなものですが。

○委員長 基準はありますか。

○事務局 はい。

○委員長 公民館、地域センターに両方ありますか。

○事務局 公民館は社会教育法に基づいておりますので、例えば社会教育法解説という解説本があるのですが、それによりますと、やっぱり狭義の教育事業ではなくて広く、例えばスポーツを行うとか、あるいはその他レクリエーションを行う団体も含めてということになります。

○委員 免除基準に入るのですね。

○事務局 免除という形になります。ただ、有料の団体は、例えば市外とか、あるいは会社の会議に使うとかが有料となります。

○事務局 地域センターにつきましては、免除規定の中に社会教育関係団体というものはございませんけれども、公民館の後にできた施設ですので参考にしています。いわゆる利益団体というか、そういうものでないという逆の言い方をするときに、社会教育関係団体は非常に説明しやすいのでそういう言い方をします。

ただ、例えば費用を徴収しているのであれば月2,000円までという言い方も公民館を準用していますし、必ず申し込みの際の代表者は、講師でなく、あくまでその会員であるということを条件づけはしています。そこら辺を踏まえて申し込みをしていただいています。そういうことで免除の団体の場合は登録してもらう際に、名簿も含めて出しています。

○委員 いろいろと地域センターの規定はあるのでしょうか、趣味の団体、サークル、いろいろとありますが、営利団体のグループの方もいるのではないのでしょうか。

これなどは、明らかに私は有料にしてよろしいと思います。そこまで無料にすることはないと思います。

ですから、もっと審査を厳しくしていただきたいということを私は申し上げたい。

現場の方を疑うわけではございませんが、申し込みを受けた段階からもう原則有料にして、それを免除にするかぐらいの審査にした方がいいのではないかと。原則有料にして、それで会議が何かを開かれて、これを免除、これは有料と仕分けをなさったほうがよろしいのではないかというような気がしますが、どうでしょうか。今、非常にあいまいなところがありますね。

○委員長 公民館は、現在でも原則は有料ですね。

○委員 原則は有料ですが、ほとんどは免除です。

○委員長 そうですね、減免がありますから。目的外使用は有料ですが、それ以外はみんな無料になります。地域センターの場合は、同じく原則有料ですか。

○事務局 そうです、すべて、原則有料です。審査を厳しくという意味では、確かにもっともあると思います。

ただし、私どもとしては、地域センターでそういう行為が行われているのではないかという市民の声をきっかけに、大分手続的なことを見直した経緯がございますし、そのときには全とは言い過ぎかもしませんけれども、そういうた団体から聞き取り調査をしたと私は聞いております。大分以前の話ですので、今手元に資料はございませんけれども。

ですから、そういうた疑問はなくはないですが、やはり私ども市民に説明責任はありますので、きちんとした書類なり、手続を踏んでいただくということかと思います。

○委員 その書類を、確かに書類はそういう形式で上がってくるのでしょうか。でも、これはもう一段踏み込んで、実態はどうなのかということは調査なさったほうがよろしいと思います。これは公民館も含めまして申し上げたいと思いますが。

○委員 先ほど、ルネコだいらではかなり厳密になさっているという話で、あれはヒントになるのかなと思ったのですが、今のご指摘に対応するには、委員会を組成して、審議会できちんと一つ一つ審査するというのは大変コストもかかりますし大変とは思うのですが、そこで判断された基準はもうすべての施設にも適用しますとか、何かしらそこで得た一定の方針が他でも活用していくことができれば、ルネコだいらで取り組んでいることの成果を、全体にも波及させていけると思いました。

○事務局 ルネコだいらでは、使用料が10万円台ですので金額の桁が違います。1年前に施設予約が始まりまして、決定はどのような場合でも1年前に申請を受けたときに、公序良俗に反しないかということも含めまして、有料、無料に関係なく審査をする期間を設けていますので、納入通知書という使用料の振り込み通知をお送りするまでに時間をとっております。ですから、全件審査をした上で、免除の申し出があったものについては、審査委員会で月に1度、どの条例、施行規則の何条に該当するのかということを審査しまして、その上で減額、半額ですけれども、半額の納入通知書を送ります。

ですから、それと公民館、地域センターのように、まず身近な施設でというのが非常に大きな違いと思います。

○委員 難しいわけですか。

○事務局 今日使いたい方も、空いていれば貸し出しをしているのが地域センターですので、そこでそういう時間取れるのかということはなかなか難しいです。

ですから、今私どもができるのは、私が現場にはいませんので、現場にいる職員が正しい判断ができるように、マニュアルを今年も作り直しましたけれども、ただ、それがどこまで聞き取れるかとはなかなか難しいと思います。

ただ、初めて使う団体ならいざ知らず、毎月毎月使っている団体では、営利目的のものはないと言ふことは考えています。

カラオケだけで好きな歌を歌っていることを、高齢時代の福祉的な意味合いで見るのは、全く自分の趣味ではないのかということになりますので、ここでそういうご意見があれば参考にしていかなくてはいけないと思うのですけれども、今の規定でいければ、非常に幅の広い文化活動であるとか地域活動、地域活動も、その地域でとなると、免除団体にしているのが実態です。

○委員 カラオケの話が出ましたけれども、そこには講師がいますよね。カラオケに限らずいろいろと先生が、お師匠さんがいると思うのですが、その方にお払いしているはずです。ですから、その講師の方はそれで生活をしていらっしゃる。そこで参加していらっしゃる方は、決して有料を否定しているではないのですが、夏場、冬場に、当然冷暖房を使うでしょうし、照明だってあるでしょうし、トイレ、洗面を使うわけですから、それくらいの費用は当然持つてよろしいという感覚であります。ですから、その辺はやはりお考えになったほうがいいのではないかというような気がいたします。

○委員長 45分を経過しましたので、この辺で終わりにしたいと思います。

ご意見的なものもかなりありますので、質疑のほうを打ち切りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今までお話をできました各施設の使用料金、免除状況について、各委員のご意見あるいはご感想をお聞きしていきたいと思いますが、いかがですか。

○委員 今回の使用料手数料の検討委員会の主題というのは、やっぱり利用者あるいは市民にとっては痛みを伴うものだと思いますが、私は今まで貴重な資料をいただいて、減免が90%以上適用されているという、そして、利用規定が形骸化しているという現実を見た場合に、特に公民館、地域センターの利用料を中心に非常に大きな問題点を含んでいるのですが、一つの提案をしたいと思うのですが。

まず、利用料の免除ですか、これは今まで資料をいただいた中を精査いたしましたが、負担の公平さが欠けていると、現規定ではバランスを欠いているということがはつきり見て取れます。それで、利用料の減額、それから免除の基準の区分けをする必要があるのではないかということです。

それで、ここで問題になりますのは、何度もこの会議に出ておりますと、社会教育法に基づいた公民館。この法律なのですが、今でも、これ昭和24年に設立された法律で、私はある資料館へ行きまして小平の昭和20年代、30年代の公民館資料をずっと目を通したのですが、市民活動の内容が今とがらりと変わっているわけですね。法律だけはこのまま続いているということで、何が言いたいかと申し上げますと、活動の中身が大きく変わっておりませんので、免除対象となっている地域センター、公民館での文化活動という中身を私は精査をすると。

具体的に申し上げます。使用料の資料を見ますと、ここに選択的かつ非採算的と、50%ということで、ここに公民館とか地域センターとか福祉会館とか全部入っておりますが、これもこの仕分けもなかなか考えた仕分けだとは思うのですが、私は文化活動、それからあと社会活動という名前のものとに広い範囲で免除扱いされている分野を、まず1番が全額100%免除する対象は、福祉、介護、育児、子育て、教育、環境、障がい者、こういった団体ですね。これに関係する連

盟、団体、サークルは100%免除対象とすべきであると考えます。

それから2番目に、趣味的な活動。歌舞、音楽も含めてなんですが、趣味的な活動である文化活動、いわゆる娯楽活動は50%負担をする。

それから3番目、財政基盤のしっかりした生協、農協、連盟、そういうものは減免なしの100%負担をする。

それから4番は、小平市の文化協会から補助金を受けている団体、連盟、サークル、これは100%負担をする。

ここで、なぜ利用者の一番多い趣味的娯楽の文化活動を全額負担せずに半額の50%にしたかという根拠なのですが、これは非常に判定が難しいのですが、公民館なり地域センターの利用者が果たして100%受益者かどうか。これは私、議論するといろいろ大きな問題になると思うのですね。施設本来の目的に沿って使用している場合は、必ずしも100%受益者ではないと。言葉をかえて申し上げますと、社会学習、地域交流の促進だとか、要は公民館本来の設立趣旨に基づく活動というのは、利用者は自分の利益の上にあると。しかし、その利用者がまた仲間を増やし、そして、他の人たちに恩恵を与えるということですから、いわゆる今のはやりの言葉で言えば循環ですね、循環的な活動を娯楽活動しながらでもやっているということで、私は半額負担ということが適正ではないかと考えています。

ここで、私、1番から4番までですが、ここで問題なのは、法律的に社会教育法に基づいている公民館の中には、あるいは社会文化活動として、括弧して、サービスじゃなくて、（スポーツ及び娯楽を含む）になっていますかね、条文は。

○事務局 レクリエーションとなっています。

○委員 そうですね。（サービス及びレクリエーションを含む）、この条文があるので、私の今の提案はそこを何らかの形でクリアをしないと、役所の方では問題だし、そのほかでもいろいろ問題点が多いので、皆さんのご意見や議論の対象にしていただければということで、最初に申し上げたいと思います。

○事務局 今の括弧書きは、（体育及びレクリエーション）です。

○委員 体育及びレクリエーションですか。娯楽ということじゃないですね

○委員 私は、改革推進プログラム35番に受益者負担の適正化という項目があつて、財政課が所管する、プラス各所管課と書いてある中に、実施内容として減免基準の統一化を図るという文言があります。前回と今回と、いろいろ市の方の説明を聞いて、基本的に、それぞれの部門ごとにその部門が管理している建物は成り立ちが違うので、減免基準がばらばらであつて、私はばらばらでしかるべきなのだろうなと思うのです。

あえて統一化を図るのならば、減免の基準の中で共通して使えるところ、例えば委員から先ほど地域センターと公民館は利用実態の変わらないところがあると言われましたが、そういうところはある程度減免の基準の統一化ができるのではないかと思っています。

ですから、公民館と地域センターについては、ほぼ公民館に準じているところ、すべてではないと思うのですけれども一部重なっているところは、統一化を図るべきであり、他の体育施設と

か福祉施設の統一化は図りにくいであろうと思います。

公民館と地域センターの免除ということになったときに、団体として両方使っている団体もあるだろうし、どちらかしか使っていない団体があつたりとかすると思うのですけれども、本当にだれが見ても、委員がおっしゃったように、PTAの集まりとか、それから本当に公共性が高い自治会の集まりとかは地域センターを基本的に使っているでしょうけれども、地域センターが近くにないエリアの方は公民館を使ったりしているし、そういう公共性が高いものは今までどおり免除していいのではないかなど思います。

ただ、公民館については、趣味的な活動の範疇とか個人的な楽しみというところが、それぞれ委員さんによっていろいろな理解があると思うのですけれども、公民館は講座を企画したときに、その講座からさらに活動を続けていくようなお手伝いをしている関係から、公民館の講座から生まれた活動というのは、やはりそれは地域公共性もあるだろうし、それから地域の活動に参加し、今日冒頭、利用者懇談会、友の会の話もありましたけれども、そういうところに入って公民館の運営にもかかわっていくことで、私はそういうものも公共性があるのではないかなど考えていました。

ただ、委員からの提案の中で、本当におけいこごとをそのところで展開しているという、団体があるではないかというお話がありまして、前回私が事務局にお聞きしたときには、そういうおかしな団体はありませんとおっしゃっていましたけれども、委員によると、本当は自宅あるいはしかるべき場所で行わなければならぬのに、公共施設を利用して行っている団体があるのでないかという話がありましたので、私はそういう団体が具体的に団体名はわかりませんけれども、そういう団体があるのであれば、きちんと料金を減免の中から外すようにしていくべきだなと思いました。

減免の基準というのはすごく難しいのは本当にわかりますが、その中である一定のルールは必要ですが、減免の基準が沢山になってくると、せっかくの公共施設で市民がいつでも自由にだれでも使える状態であるべきものが、狹江市の資料2-1がありましたけれども、やっぱり利用する団体がちょっと減ってしまうのかなというのが少し気になるところです。

でも、ある程度本当にしかるべきお金を払わなくてはいけないところが紛れ込んであるのであれば、そういうところについては減免の基準を厳しくするべきじゃないかなと思いました。

それから、地域センターについても、公民館の講座から立ち上がったグループだけれども、利便性を考えて定期的に地域センターで活動しているというところもあると思うので、そういったところは公民館の減免基準の一部を取り入れて、その一部は統一的に運用したらいいのではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 先ほどと少し重複するところがございますけれども、この委員会は当然ながら受益者負担の原則、これに基づいてといいますか、これに帰るといいますか、そういう考え方だらうと思いますので、この辺はやはり皆さんの受益者の負担は当然だらうと思います。

算定基準につきましては、先ほども出ておりましたけれども、民間ならば原価が出ればそれに

プラス何割か乗せたプライスをつけるというのは当然でございますけれども、公共性のあるものですから、その原価、その何割を減免にするかという減免基準の見直しをしていただきまして、やはり公民館にすれば1館年間で約1,900万円を持ち出ししているはずです。それに、地域センターですと1館1,200万円位でしょうか、掛ける18館ということになるのでしょうかし、年間にしますと、公民館で2億1,000円、地域センターですと2億2,000万円強の持ち出しというのが現状でございますので、この辺などの負担は将来を考えた場合には、こういう時代でございますので収入増ということはあり得ないわけですから、受益者の負担は当然だと思います。

特に、減免の基準を厳格にといいますか、少し厳しくしていただく洗い直しをしていただきたいなと思います。

少し外れますけれども、この間も触れましたし、先ほど委員から話がございましたように、組織の問題でございますが、効率アップ、あるいは人件費の削減、あるいはまた市民に対する精神面のサービス等いろいろと考えますと、その辺は縦割り行政じゃなくて横とのつながりというものをもっと密にしていただきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 今現時点で、お話をいろいろ伺っていますと、途中、委員長からご指摘をいただいて本当にそのとおりだなと思ったのは、実態的にそれが可能かどうかということと、減免をするべきかどうか、ご負担いただくべきかどうかというのは議論のレベルが違うというお話があつて、それは本当にそのとおりだと思いました。

あと、今は最初に来ていただいた方々も、あるいは事務局も、各々それぞれ、言うなれば関係者であつて、それぞれのこの前の説明を聞いても、あるいは今日伺っていても、それぞれ各事業に本当にご熱心に取り組まれていて、それは本当に市民としてほっとするところもあるわけですけれども、また一方で、市全体の財政のこれからであるとかそうしたことを考えていくと、先日もある学会でちょっとお話をいろいろ聞いていると、今は右肩上がりで考えられる状況ではありませんので、それを厳密に見ていった上で、これからを考えていかなくてはいけないと。

これは先日、小平市のある職員から伺った話ですけれども、それで今、そのデータはどうなのですかと言ったら、それは随分前にやった調査なので今は使えませんとおっしゃっていましたが、何年か前に、これから例えば構想どおりに施設を建てていって、あるいはこういう形で通常どおりメンテナンスを施していく場合に、幾らかかるかという試算を何年か前にされたと。そのときに100億円ぐらいだという数字が出てきたと。

そういう現状があるわけですので、例えば、政治的なリーダーとか、大なたを振るってというところが必要だと思うのですが、その構想自体も見直していくという。それぐらいの覚悟が必要な状況にあるのではないかということを踏まえて、あるいは、ただこのままもう少し行くよということであれば、施設のイニシャルコスト、最初建てた建設時点でのコストについては、それは世代間にわたって負担していくことでよろしいと思うのですが、ランニングコストについては、しっかりとその世代が負っていくべきではないかと。

確かに委員の方々がおっしゃられるように、各活動に公共性があって、あるいはその趣味のものといつても、その趣味にはいろいろありますので、それも、言い方がちょっと変ですけれども、お上がこれは趣味でこれはそうではないというふうに決められるような、文化活動とはそういうものではないと思いますので、そういうところの難しさはあると思いますから。

としますと、あるいは幾つかご提案のあった、こうしたものについては50%、こうしたものについては100%、それはそれぞれすごく説得力のある言葉ではあるけれども、恐らくはここ最初の減免規定、最初にいただいた府内検討委員会で出していただいた13ページ、14ページのこの減免規定自体も、それはもうその政策目的にかなった形でされていて、実態がこういう形になっていますので、やっぱりそのパーセンテージをえていかなくちゃいけないというところからすれば、そこをどうするのかなというはどうしても課題になってくるのかなと思っています。まだ全くの感想ですけれども。

○委員長 結構です。

○副委員長 先ほど、大分意見に類するものを申し上げたのですが、1点だけ申し上げておきたいのは、やっぱりいろいろご議論をお伺いしていますと、特に市民委員さんは当然地域のことをお詳しいですし、ふだんから感じている問題意識ですか違和感というのでしょうか、そういう部分をある程度この場で特に整理いただいたという、そんな機会になったのかなと認識しています。

ただ、それを前提としてなのですけれども、やっぱりどうしてもこういう議論というのは細かく議論が入ってしまいがちで、そもそもこういう問題意識を持ったきっかけというのが、このままでは財政がまず立ち行かないということがあったわけなので、その分について応分の負担を市民にお願いしたいというところが出発点なのだろうというところを、行政側も市民側もきちんと出発点を確認できるような進め方というのでしょうか、そういうことをまず意識していただく必要があるかなということでございます。

その延長で、やっぱり先駆者といいますか、いろいろこういった議論はほかの市でもされているわけでして、全部の市についてもちろん調べるのは大変だとは思うのですが、例えばそういうコミュニティ行政と教育行政を一本化してお考えになっているところに学ぶなどは最たる例だと思うのですが、他市さんの取り組みにも学んでいただいて、で、一定の方向性をつくるときには、そういうところもぜひ参考にしていただけるといいのかなというふうに思いました。

学んでいただくこと以外にも、市としてこうであるというところは、もしかしたらある程度もう少し明確に出しても、市民の方はかなり理解されるのではないかと感じている点が一つありますて、それは小平市が本当に税金をかけてでも育て守っていきたいと考える文化とはどういうものか、教養とはどういうものかというところの、線引きというとちょっときつい言葉かもしれないのですが、そういう一定の範囲を条例か何かでつくっていただくというのもあるのかなと思った次第です。

つまり、先ほど委員がおっしゃったとおり、お上が別に個人の教養ですか文化の取り組みを規定するものではないのですが、税金を投入して守っていくという方向性がある以上は、市とし

てのやはり方針というのがこういうところにあるのだということを示しても、だれもそんなに抵抗はされないのかなと。もちろん、お金が幾らでもある時代なら、すべての方の趣味、文化を底支えしていってよろしいかと思うのですが、限られた財源の中で、じゃ何を守るかとなると、小平が守りたいと思っている伝統文化ですとか、そういうものを重点的にやって、これだけ時代も成熟して、この法律が定められた昭和20年代から比べれば皆さん大分豊かになったわけですので、ご自身の自己啓発はご自身のコストの中でやっていただくという、何かうまい線引きが市民との協働の中で、ともに見出していただけけるような機会をセットで考えていただけると、何か少し出口がつくれるのかなというふうに感じた次第です。

○委員長 ありがとうございます。

言い残したことはございますか。今日時点でのということですけれど。

いろいろとご感想、ご意見をいただきました。時間ももう過ぎておりますので、今日はこの程度にしておきたいと思いますので、よろしいですか。

では、次第4についてはこれで終了いたします。

次第5その他に移ります。事務局から何かございますか。

#### 一次回日程等調整—

○委員長 資料等の請求など、他にございますか。

○委員 先ほどの申し上げた利用率の件と資料2-2の狛江の話ですけれども、狛江市では公民館が2館あり、その2館で維持管理費を徴収しています。狛江市では、この他にそうした活動を行えるような施設はあるのでしょうか。

○事務局 他にもあります。狛江市には地域センターがありますが、この他にも施設があります。

○委員 そちらについては徴収されていないということですか。即応した実費の徴収はされていないということですか。

○事務局 他の施設につきましても、一律見直しを行いました。

○委員 わかりました。

○副委員 この資料を拝見して、実費をいただくだけでも結構大きいものだと改めて実感しました。数百万円も違い、財政的には大きい費用ですね。

○委員長 他にございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第3回小平市受益者負担の適正化検討委員会を終了いたします。

## 平成20年度 地域センター利用率一覧

地域センター名	利用率※			
	午前	午後	夜間	平均
鈴木	51.3%	67.6%	36.1%	51.7%
大沼	29.7%	46.6%	19.8%	32.0%
上水新町	48.1%	56.2%	21.7%	42.0%
中島	39.9%	61.1%	27.6%	42.9%
天神	68.4%	73.6%	34.5%	58.8%
上水本町	52.8%	76.2%	23.1%	50.7%
小川西町	48.7%	65.9%	30.8%	48.5%
学園東町	54.7%	62.3%	26.4%	47.8%
花小金井北	49.0%	55.6%	34.2%	46.3%
小川東町	52.5%	52.1%	26.2%	43.6%
御幸	28.7%	60.5%	14.7%	34.6%
喜平	68.8%	63.2%	24.6%	52.2%
小川東第二	46.1%	60.4%	39.0%	48.5%
学園西町	51.7%	53.1%	28.2%	44.3%
小川西町中宿	49.3%	81.8%	35.2%	55.4%
美園	41.3%	75.3%	47.2%	54.6%
花小金井南	44.1%	61.2%	16.1%	40.5%
小川町二丁目	39.3%	47.7%	18.7%	35.2%
全体平均	47.3%	62.0%	27.7%	45.6%

## 平成20年度 公民館利用率一覧

公民館名	利用率※			
	午前	午後	夜間	平均
中央公民館	65.0%	72.1%	34.9%	57.3%
分館合計	50.1%	52.9%	26.3%	43.1%
小川	50.8%	50.5%	27.3%	42.9%
花北	40.5%	36.7%	16.0%	31.1%
上宿	48.5%	46.9%	19.9%	38.4%
上南	55.7%	46.7%	19.7%	40.7%
小西	51.4%	55.1%	30.6%	45.7%
花南	55.5%	71.1%	53.6%	60.1%
仲町	40.1%	45.3%	26.1%	37.2%
津田	56.5%	68.7%	24.7%	50.0%
大沼	57.6%	62.4%	30.5%	50.2%
鈴木	44.5%	45.3%	14.2%	34.7%
全体平均	57.6%	62.5%	30.6%	50.2%

※利用率=①利用件数・②利用可能数(開館日数・部屋数)

### 資料3

#### 各委員の意見要旨

○公民館、地域センターの利用料は、90%以上減免が適用され、利用規定が形骸化されており、大きな問題点を含んでいる。

また、現規定における利用料の免除は、負担の公平さが欠けており、利用料の免除基準の区分けをする必要がある。

具体的には、1番目に全額100%免除する対象は、福祉、介護、育児、子育て、教育、環境、障がい者、これに関係する連盟、団体、サークルは100%免除対象とすべきである。

2番目に、趣味的な活動、歌舞、音楽も含めて、趣味的な活動である文化活動、いわゆる娯楽活動は50%負担とすべきである。

3番目、財政基盤のしっかりした生協、農協、連盟は減免なしの100%負担とすべきである。

4番目は、小平市の文化協会から補助金を受けている団体、連盟、サークルは100%負担とすべきである

利用者の一番多い趣味的娯楽の文化活動を全額負担せずに半額の50%にした根拠は、公民館、地域センターの利用者が施設本来の目的に沿って使用している場合は、必ずしも100%受益者ではないためである。社会学習、地域交流の促進など、公民館本来の設立趣旨に基づく活動においては、利用者は自分の利益となるが、その利用者がまた仲間を増やし、他の人たちに恩恵を与え、循環的な活動を娯楽活動となるため、半額負担が適正である。

○小平市行財政財構築プランの改革推進プログラム35番に「受益者負担の適正化」の項目があり、実施内容として減免基準の統一化を図るとあるが、基本的に、各施設は成り立ちが違うので、減免基準が異なってもしかるべきである。

あえて統一化を図るのならば、減免の基準の中で共通するところは、ある程度、減免基準の統一化ができると思う。公民館と地域センターにおいては、ほぼ公民館に準じているところ、一部重なっているところは、統一化を図るべきであるが、体育施設、福祉施設とは統一化が図りにくい。

公民館と地域センターの免除については、PTAの集まり、自治会の集まりとか公共性が高いものは今までどおり免除してもいい。

ただ、公民館については、趣味的な活動の範疇とか個人的な楽しみが、公民館の講座からさらに活動を続けていくようにしている関係から、公民館の講座から生まれた活動は、地域の活動に参加し、公民館の運営にもかかわっていくことから公共性がある。

しかし、おけいこごとだけの団体であれば、料金を減免の中から外すようにしていくべきである。

減免の基準の設定はある一定のルールが必要であるが、減免の基準が多くな

ると市民が公共施設をいつでも自由にだれでも使うことができなくなり、利用する団体が減少することが気になる。

しかし、本当に使用料を払わなくてはいけない団体に対しては、減免の基準を厳しくするべきである。

なお、公民館の講座から立ち上がったグループが、利便性を考えて定期的に地域センターで活動する場合は、公民館の減免基準を取り入れていくべきである。

○地域センター、公民館での免除については、自治会、子ども会、PTAなど公共性があり、多くの市民のために活動している会を有料化することに疑問を感じる。

地域センター、公民館において、使用料がそれほど高額ではないにもかかわらず、個人の楽しみの範疇にある趣味のサークルなどがほとんど免除という状況には疑問を持っている。

これらの施設では、利用団体を登録し、免除の判断を考えていく必要があるが、個人的な娯楽での利用については有料で良いと思う。

○利用者の受益者の負担は当然である。

使用料の算定基準については、民間ならば原価が出ればそれにプラス何割か乗せたプライスをつけるというのは当然であるが、市の施設では公共性があるため、原価の何割を減免にするという減免基準を見直す必要がある。公民館は1館年間で約1,900万円、地域センターは1館約1,200万円、合計で公民館約2億1,000円、地域センター約2億2,000万円強の持ち出しをしている。今後市の収入増は望めず、将来の負担を考えた場合、受益者の負担は当然である。このため、減免の基準を厳格にしていく必要がある。

また、効率アップ、人件費の削減、市民に対する精神面のサービス等々いろいろと考慮すると、縦割り行政ではなく横断的な行政運営をしてほしい。

○市の財政は、現在右肩上がりで考えられる状況ではないが、市の構想どおりに施設を建設し、メンテナンスを行った場合に、100億円位かかると聞いている。

このような現状の中、構想自体も見直していく必要があるが、建設時点のイニシャルコストは、世代間にわたって負担していくことが良いが、ランニングコストは、利用する世代が負っていくべきである。

また、文化活動にはいろいろなものがあるので、市が決められるようなものではない。

減免規定は、その政策目的にかなった形で決まっているので、減免率を変えていくことが課題となる。

○受益者負担の問題意識を持ったきっかけは、このままでは財政が立ち行かなくなるので、応分の負担を市民にお願することが出発点であるため、行政側も市民側もきちんと出発点を確認できるような検討の進め方を意識していただく必要がある。

こういった議論は他の市でもされているので、例えばコミュニティ行政と教育行政を一本化して考えている先駆的な市などに学び、一定の方向性をつくるときには、ぜひ参考にしていただきたい。

この際は、市としての方向性をもう少し明確に出しても、市民には理解されると感じている。小平市が、本当に税金をかけてでも育て守っていきたいと考える文化、教養についての範囲を条例などで定めていくことも必要となる場合がある。つまり、市が個人の教養、文化の取り組みを規定するものではないが、税金を投入してまでも守っていくという方針を示しても市民には抵抗はされないと思う。

また、社会教育法が定められた昭和20年代から比べれば、社会は大分豊かになったので、自己啓発は自身のコストの中で行うという、市と市民との線引きが、市民との協働の中で共に見出していけるように考えていくことが必要である。

## 資料4

### 受益者負担の適正化検討委員会の検討課題

#### 1 料金について

各施設の使用料金は妥当とするか。

#### 2 減額・免除について

(1) 集会施設、地域センター等、福祉会館、公民館について、公共性の高い団体※、障がい者団体、官公署の利用は、使用料金100%免除とし、趣味・娯楽を目的とする団体利用は、50%減額とするか。

- ・公民館において、使用料免除する社会教育関係団体の範疇をどうするのか。
- ・福祉会館において、高齢者団体が趣味・娯楽で利用する場合は、100%免除とするか。

(2) 市から補助を受けている利用団体を免除とするか。

(3) 体育館・体育施設の免除は現行のとおりでよいか。

#### ※公共性の高い団体

##### 集会施設、地域センター等

【公共性の高い団体】自治会、PTA、子ども会、地域活動・福祉活動を行う団体

(設置目的：近隣社会における市民相互の交流を図る。)

##### 福祉会館

【公共性の高い団体】社会福祉活動を行う団体、老人クラブ

(設置目的：①地域社会の福祉増進を図るため、集会施設を利用させること、②老人の健康増進及び教養の向上並びに娯楽に関するなど)

##### 公民館

【公共性の高い団体】社会教育関係団体、自治会、PTA、子ども会

(設置目的：社会教育法では「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」)

#### 3 施設運営について

コミュニティ行政と社会教育行政を一体化し、縦割り行政の弊害をなくすような運営形態ができるか。